# 用途地域（住居・商業 工業区など）に指定

## 8月4日から実施…

## 公害防止や土地利用が目的

吉原市の用途地域が建設省の告示により、八月四日から実施されました。

わたしたちにまだ耳新しい用途地域とは、住居、商業、工業など用途によって区わけし、地域環境を整備して公害などを防ぎ、あわせて土地を有効に利用する制度です。

こんど吉原市で定められた用途区分は、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域（工業専用地域を含む）となっています。

用途地域に指定されるといままでとどういう点が変わるかみてみますと、従来すべての敷地の七割まで建物の建築、原動機（モーター）などの新増設ができましたが、地域によっては制限が厳びしくなりました。

たとえば、住居、準工業、工業、工業専用地域になつたところは、敷地面積から三〇平方メートルを引いた、残り面積の六割しか建物を建てることができなくなりました。しかし商業地域で防火地域に指定されたところは耐火建築物にかぎり敷地いつぱいまで建てられます。

なお、それ以外の商業地域と未指定地域は、従来どうり敷地面積の七割まで建物を建てることができます

ここで注意しなければならないことは、地域によつては建築物の種類によって規制があるということです（別表参照）

こんご新築、増築される方は、建物の大小にかかわらず、じぜんに必ず〃建築確認申請〃をしてください。

※用途地域についてのくわしいことは、後日当紙でおしらせします。

おたずねは、市都市計画課、建築課へ

**用途地域・地区内における建物用途の制限**

| | 住居地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 | 用途地区その他の特別 臨港地区 文教地区 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| キャバレー・待合 舞踏場・観覧場 | × | | | | × | 用途地域及び地区制限の外、特に必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。 |
| 劇場・映画館・演芸場 | × | | | × | × | |
| 料理店 | | | | × | × | |
| 病院 | | | | × | × | |
| 旅館・ホテル | | | | × | × | |
| 飲食店 | | | | | × | |
| 専用商店 | | | | | × | |
| 併用商店 | | | | | × | |
| 図書館 | | | | | × | |
| 学校 | | | | × | × | |
| 住宅・共同住宅 下宿・寄宿舎 | | | | | × | |
| 診療所 | | | | | | |
| 公衆浴場 | | | | | | |
| 神社・寺院・教会 | | | | | | |
| 養育院・託児所 | | | | | | |
| 50㎡以下の車庫 | | | | | | |
| 50㎡以上の車庫 | × | | | | | |
| 営業倉庫 | × | × | × | | | |
| 工場（A） | × | × | × | | | |
| 工場（B） | × | × | | | | |
| 工場（C） | × | | | | | |
| 工場（D） | | | | | | |
| 汚物処理場・屠場 ゴミ焼却場・火葬場 | 位置は都市計画課決定又は許可制 | | | | | |
| 官公庁・公会堂 専用事務所 | | | | | | |
| その他の建築物 | | | | | | |

◇ ×は建てることの出来ない建築物
◇ 工場(A)危険物、悪臭、騒音による公害が大きいもの
◇ 工場(B)原動機を使用する作業床面積150㎡以上の工場、その他業種よりみて公害が中程度のもの
◇ 工場(C)原動機を使用する作業床面積50㎡以上の工場、その他業種よりみて公害が比較的小さいもの
◇ 工場(D)は(A)(B)(C)以外の工場(公害小さいもの)

斉藤市長ら見学者に名コツク（？）ぶりを披露するよい子たち　―十里木で―

## キャンプ講習　子ども会 十里木で

〃キャンプリーダーを養成しよう〃と、吉原市子ども会世話人連合会（塚原広会長）市教育委員会ボーイスカウト吉原、富士地区は、初の「子ども会キャンプ活動指導者講習会」を去る七月二十六日から二泊三日で、標高千百メートルの十里木高原で行ないました。

このキャンプは、市内の小学校五、六年生を対象に行なったもので、約八十人が参加しました。

塚原会長さんは「この講習会は、地域子ども会の健全育成がねらいですが子どもたちに正しいキャンプ活動のあり方と、団結心を養うために開いたものです。」

二十七日には、斉藤市長、渡辺教育長、中井市議らもキャンプ場を訪れジュース、菓子の贈りものをするなど、よい子たちの活動ぶりを熱心に見学しました。

よい子たちは、ボーイスカウト、教委指導者からテントの張り方、キャンプファイヤーの方法、さらに余暇の善用として竹細工のつくり方を学びました。三日間の感想を「とても楽しいキャンプでした。来年もやってほしい」原田小六年、鈴木保子さんは話していました

## "イモチ"病に注意　これからの稲作管理

ことしは異常気象の年といわれ、稲の生育が心配されています。

育苗期の異常低温で、稲の生育にかなりのおくれがみられましたが、六月下旬ころから気温が上昇し、現在ではほぼ平年並の生育ぶりです。

静岡気象台が発表した八月九月の長期天気予報をみてみますと、八月の上旬は夏らしい晴天が多く、気温は高めです。下旬になると天気はくずれやすくなり、気温は低めになります。九月も上旬は晴天が多くみられますが、下旬になると天気がくずれやすく、気温は一時低くなります。降雨量は八、九月とも平年並もしくは少なめです。

こうした異常気象が続くとなによりも心配されるのは、稲の病害虫の発生ですとくにイモチ病、稲縞葉枯病（ヒメトビウンカ）二化めい虫の多発が予想されますので十分に注意してください。

こんごの稲作管理で、注意しなければならないことは、秋落田、砂地などは肥料をやりすぎないようにする。水管理で注意することは、気温が低くなつた場合落水を少なくし、土用干しはかげんする。天気予報にも十分気をつけ、病害虫を発生させないようにするとともに、発生したばあいは、早期に絶滅するようにしてください。

## お題は「声」　詠進は宮内庁へ

宮内庁では来年の歌会始のお題、詠進の方法を次のように定めた。
○お題「声」
○詠進の方法
・一人一首で未発表の歌
・半紙一枚に毛筆で書く
・九月一日から十月十日までに、東京都中央郵便局区内　宮内庁へ
※詳細は市長公室へ

## 農地報償法とは

### 給付の最高百万円　8月20日から受付け

終戦直後の農地改革で、農地を政府に買収された地主や法人に対して、農地報償金が支給されることになりました。

その主な内容をみてみますと

▽給付金の受けられる農地面積は

買収された田が一畝歩以上畑は一畝二〇歩以上となつています。ただし売渡しを受けた農地があるときは差し引かれます。

▽給付金を受けられるひとは

①農地被買収者　②農地被買収者が昭和四十年三月三十一日以前に死亡したばあいはその遺族　③法人やその他の団体（たとえば神社、仏閣は該当しますが、市町村などは該当しません）

▽給付金の額は

一畝以上一反以下は一万円。一反以上一町歩以下は一反増すごとに二万円一町歩以上二町歩以下は一反増すごとに一万円。二町歩以上三町歩以下は一反増すごとに六千円。三町歩以上は一反増すごとに二千円となつています。

最高は一〇〇万円でうちきられます

▽請求書の提出期間は

昭和四十年七月二十日から昭和四十二年三月三十一日まで

▽請求に必要な書類は

①買収令書または登記簿謄本②被売渡農地調査結果通知書（農業委員会で発行します）③印鑑票（用紙は農業委員会にあります）

▽請求の方法は

必要書類を添付して市農政課へ提出してください

なお、遺族が請求するときは、遺族であることを証明する戸籍謄本か抄本が必要です。また遺族が二人以上いるばあいは代表者一人が請求しますが、そのばあい同意書が必要です。

※くわしくは市農政課へお問い合わせください。

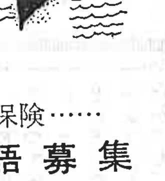


## 市有財産公売

市有財産の公売を次のようにおこないます。

◇場所は
○旧静岡県製紙工業試験場（新橋）
土地　601・38坪
建物　272・87坪
○旧吉原小学校跡地（市民会館前）
土地　185・34坪
五区画に分割して売却
○旧焼却場跡地（西国窪）
土地　911坪（地上物件を含む）
◇公売方法は
一般競争入札
◇公売期日は
8月末の予定
※くわしくは市総務課分室へお問い合わせください。

## 無料人権相談ひらく

吉原人権擁護委員協議会と静岡地方法務局吉原支局は〃無料人権身の上相談所〃を次のように開設します。
▽とき―8月31日午前10時から午後3時まで
▽ところ―市民会館

## 森林保険……標語募集

林野弘済会では森林保険の標語を募集しています。
◇内容は
森林保険思想の普及などの趣旨をおりこむ
◇応募は
ハガキにひとり2句以内
◇締め切りは
40年9月末日
◇送り先きは
東京都文京区後楽1の7の8　林野弘済会
◇入選者5名に二千円くらいの記念品がおくられます。

## 野鳥を飼う時は届出を

野鳥を捕獲または飼育するには、鳥獣保護及狩猟に関する法律により、許可を受けることになっていますので、必ず申請してください。
▽学術研究
すべての鳥獣を捕獲するには農林大臣の許可が必要です
▽飼育するには
マヒワ、ホホジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイス、ウヅラをかすみ網以外の猟具で捕獲するばあいは、県知事の許可が必要です
▽前項以外の鳥獣を捕獲するばあいはすべて農林大臣の許可が必要です
▽飼育許可証の交付、手続きなどくわしくは市林産課へお問い合せください

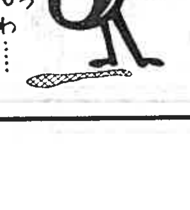


## 沼津三島局番かわる　8月8日から

沼津、三島両局の市内局番が、八月八日から二ケタに変わります。

新しい局番は、現在の市内局番のアタマに、沼津は「六」を、三島は「七」をつけるというもので、沼津の二局が六二局に、三局が六三局に、三島の五局が七五局になります。

また、同じ日から伊豆長岡の市外局番が現在の〇五五九から〇五五九四に変わります。

## 市民会館だより

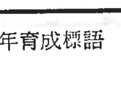

◇婦人夏季大学―8月17、18日。午前9時から午後4時。大ホール
◇沼津労音A例会―8月19日。午後6時30分から。大ホール
◇市民教養大学―8月21日から25日。午後6時から9時。第一集会室
◇沼津労音B例会―8月24日、25日。午後6時30分から。大ホール
※8月の休館日は8日(日)と15日(日)です

## 今月の納税

県市民税　第2期
保険税　第5期
もうお済みですか…未納の方は早めに納めましょう